



2020年12月24日

各 位

埼玉県朝霞市栄町三丁目7番27号
テイ・エス・テック株式会社
代表取締役社長 保田真成
(コード番号：7313 東証第一部)
問い合わせ先：
総務部広報課長 郷間良俊
電話番号 048(462)1121

取締役等への譲渡制限付株式報酬制度および 従業員への株式インセンティブ制度の導入に関するお知らせ

当社は、2020年12月24日開催の取締役会において、設立60周年に際し、今後も継続して役員・従業員が一丸となり中長期的な企業価値を高めていくためのインセンティブとして、役員・従業員向けの株式インセンティブ制度を導入することを決定いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

当社は、当社取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）および執行役員（以下、対象取締役とあわせて「対象取締役等」という。）に対しては譲渡制限付株式報酬制度を、当社従業員に対しては従業員持株会を通じた株式インセンティブ制度をそれぞれ導入いたします。

記

1. 対象取締役等への譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度I」という。）

(1) 本制度Iの導入目的

対象取締役等へ当社の持続的な企業価値向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としています。

(2) 本制度Iの概要

本制度Iにおいては、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、2021年6月開催予定の第75回定時株主総会において係る報酬を支給すること及び当該報酬枠の設定につき、株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

今後、本制度Iに係る具体的な内容が決定いたしましたら、速やかにお知らせいたします。

2. 従業員への株式インセンティブ制度（以下、「本制度Ⅱ」という。）

（1）本制度Ⅱの導入目的

当社は、設立 60 周年に際し、当社従業員への福利厚生増進策として本制度Ⅱを導入いたします。本制度Ⅱは、当社従業員に対し、テイ・エス テック従業員持株会（以下、「本持株会」という。）を通じて当社が発行、または処分する譲渡制限付株式の取得機会を提供することで、従業員の財産形成の一助とすることに加え、従業員一人ひとりが当社の持続的な企業価値向上に向けた経営参画意識を高めることを目的としています。

（2）本制度Ⅱの概要

本持株会に加入資格のある当社従業員（以下、「対象従業員」という。）に対し、本制度に同意することを条件として、当社から譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として、金銭債権（以下「本特別奨励金」という。）が支給されます。対象従業員が本特別奨励金を本持株会に対して拠出し、本持株会が対象従業員から拠出された本特別奨励金を当社に対して現物出資することにより、対象従業員は本持株会を通じて譲渡制限付株式としての当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

なお、本制度Ⅱでは野村証券株式会社が提供する「従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度」（持株会 RS）を導入する予定です。今後、具体的な内容が決定いたしましたら、速やかにお知らせいたします。

以 上